

さめき水田宮農だより

平成22年度戸別所得補償モデル対策

① 加入申請書

② 作付面積確認依頼書

③ 不作付地の改善計画

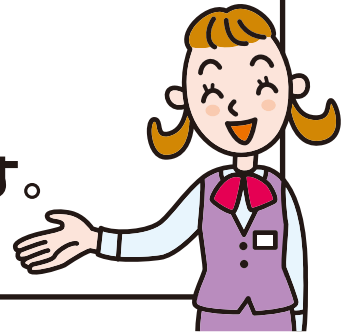
(必要に応じて)

の提出期限は、

6月30日まで

です。

※ J A の支店や農政事務所など、所定の窓口へ提出してください。



交付金を受け取るための申請手続

主食用米の「生産数量目標」の確認を！

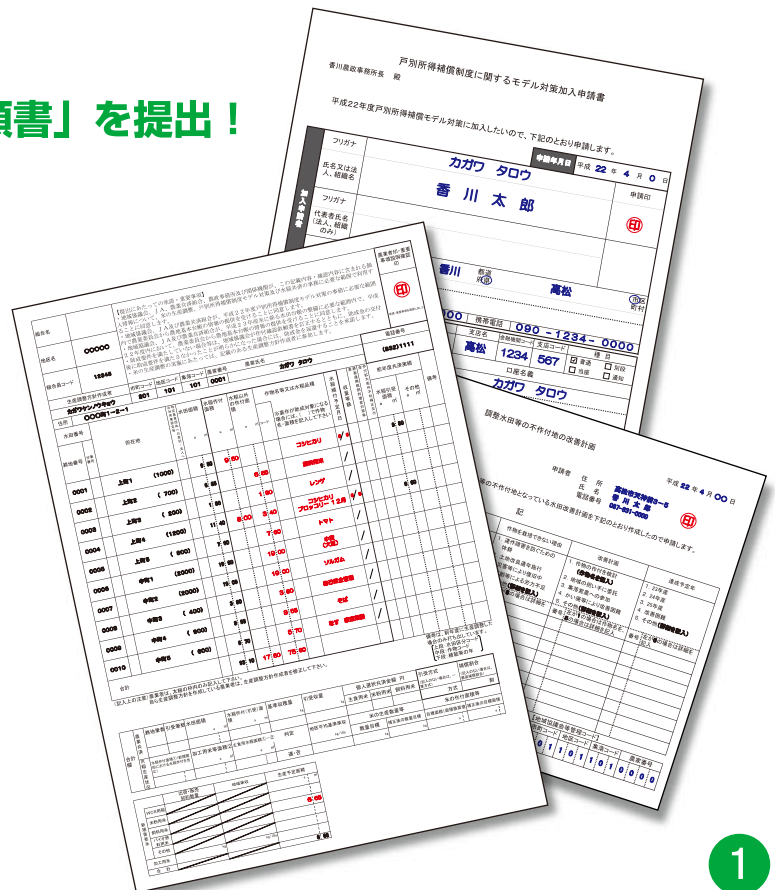
- 1) 米のモデル事業の交付金を受け取るためには、「生産数量目標」を守る必要があります。
- 2) 「生産数量目標」の配分を受け、地域協議会等による作付確認を受けないと、米のモデル事業の交付金は受け取れません。

「加入申請書」と「作付面積確認依頼書」を提出！

- 1) モデル対策(米のモデル事業+自給力向上事業)に加入するためには6月30日までに提出してください。
- 2) 提出先は、最寄りのJ A (地域水田農業推進協議会)、農政事務所です。

調整水田等の不作付地がある場合、その「改善計画」を提出！

- 1) 1筆すべてを不作付地として生産数量目標を達成する場合は、6月30日までに提出してください(米のモデル事業対象者)。
- 2) 1筆内の部分的な不作付けの場合は、改善計画の提出は必要ありませんが、その面積を明らかにする必要があります。



加入から交付までのスケジュール

	農業者からの申請	国等からの通知
22年 4~6月	加入申請書、作付面積確認依頼書及び不作付地の改善計画の提出	
7月		
8月	需要に応じた生産の確保 確認書類の準備・提出	
9月		
10月		交付申請書の送付・交付対象面積の通知
11月	交付申請書の提出	
12月		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 交付決定の通知・ 交付金の支払 (12月~3月) </div>
23年 1月		
2月		
3月		

- ① 交付金を受け取るには、加入申請書の提出後、交付申請書などの提出が必要となります。
- ② 加入申請は6月30日まで、交付申請書は12月15日までの提出となっています。その後、交付金が12月~3月に指定された口座に国から直接支払われます。
- ③ 交付申請書の提出に際し、必要に応じて、添付書類を提出していただくことがあります。
- ④ 書類の提出後、農政事務所等から内容確認の連絡をする場合があります。

参考 1

モデル対策を契機に集落営農について 考えてみませんか？

集落営農で加入することのメリット

- ① 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に向上します。
- ② 集落営農を結成し、農業共済資格団体として水稲共済に加入すれば、米のモデル事業の交付対象面積は、組織全体の主食用米作付面積から10a控除のみとなります。



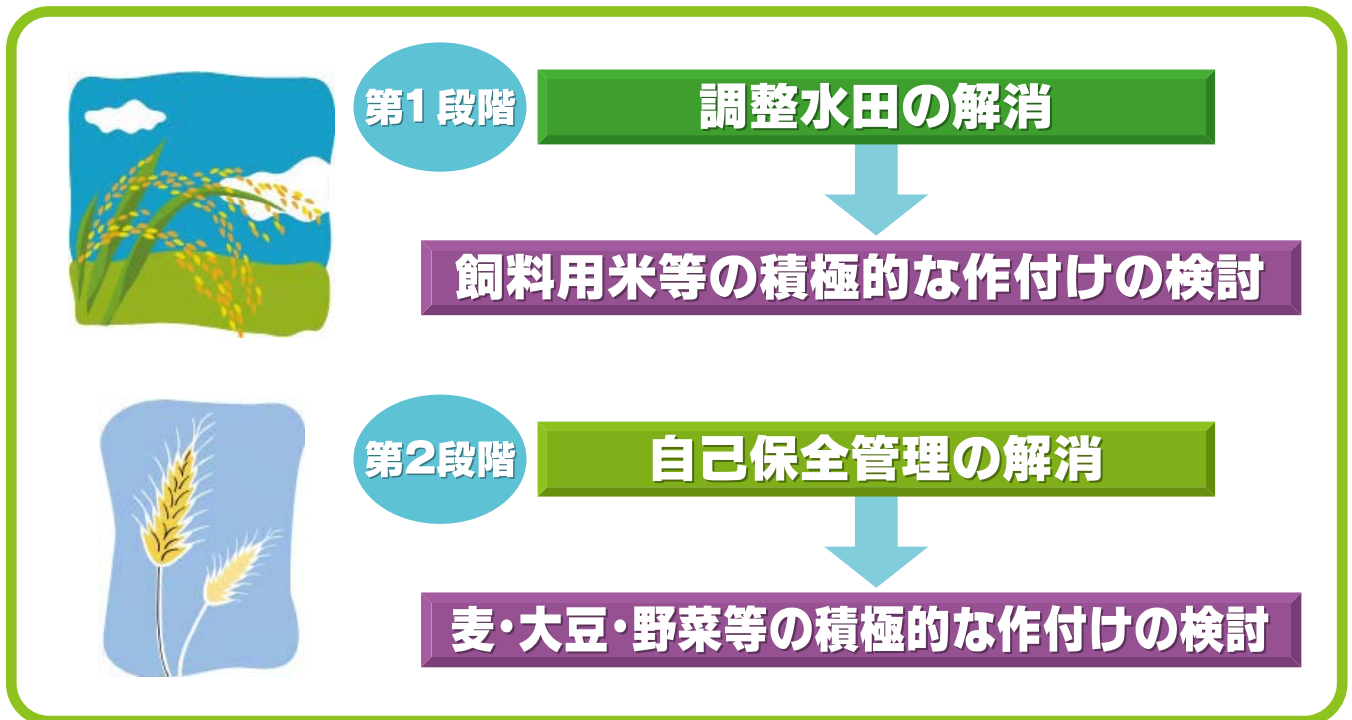
個別経営 個人の米の作付面積から一律10a控除

集落営農 集落営農全体の米の作付面積から10a控除

参考 2

不作付地解消に向けた 取組みについて考えましょう!!

- ① 米のモデル事業においては、食料自給率向上の観点から、不作付地(調整水田、自己保全管理)の改善計画づくりが交付要件とされています。
- ② 調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している場合、不作付地となっている水田の地番・面積を明らかにして、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町へ提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の交付対象となっています。



水田利活用自給力向上事業を活用して 大豆の経営安定を図りましょう!

水田利活用自給力向上事業では、白大豆、黒大豆ともに対象作物となり、10a 当たり3万5千円(見込み)が交付されます。

なお、出荷・販売を行うとともに、捨て作り防止に向けた安定生産を行う必要があります。

● 大豆の安定生産のポイント ●

水田での作付けでは①排水等条件の良いほ場の選定、②連作(3年以上)の回避、③排水対策が重要です。さらに、雑草防除や病害虫防除の徹底など基本技術に取組みましょう。



水稲栽培管理のポイント

ヒノヒカリやオオセトについては、長年作付けされている生産者の方が多いと思いますが、最近では温暖化の影響もあり、収量や品質が安定しない年が多くなっています。

そこで、効率よく収量を確保し、品質の安定化を図るための栽培のポイントを整理しましたので、「水稲栽培しおり」を参考にして、品質・食味の向上を図りましょう。

1 植付本数

1株当たりの植付本数が多いと、種子や苗箱が多く必要で生産コストが高くなるだけでなく、病害虫の発生や収量低下の原因になることもあります。

1株当たりの適正な植付本数は3～5本、株間を18～20cm程度とすると10aの田植えに必要な苗箱数は18～20枚程度です。

- 植付本数が適正な(3～5本)株

太いしっかりした茎ができる。



- 植付本数が多い(6～10本)株

細い茎が多くなり、過繁茂となる。



2 水管理

水管理は、根の健全化と生育調整を図るうえで極めて重要な技術です。生育状況や土壌条件、前作物等によって、工夫が必要な場合もありますが、まずは基本的な考え方をしっかり覚えましょう。

1) 間断灌水

実施時期：①田植15日後頃～30日後頃、②出穂30日前頃～出穂10日前頃、③出穂14日後頃～収穫7日前頃（早い落水は、「充実不足」「茶米」の原因になります。）

方法：入水した水が無くなった後、小さなヒビが入るまで乾かします。ヒビが大きくなるようであれば入水することを繰り返し、乾きすぎは防ぎます。

※写真／間断灌水が不十分なほ場の様子

- ほ場の中のガスが抜けていないため、根傷み、葉の黄変を招く。



- 間断灌水開始が遅いため、株元が黒く、茎数が少ない。



2) 中干し・田干し

ヒノヒカリ、オオセトやはえぬきにおいて、粘質なほ場や生育旺盛な場合は中干しが必要です。水はけの良いほ場では、間断灌水の延長でもかまいません。

中干し程度が強すぎたり、中干しの終了時期が遅い場合は、収量の低下を招きます。

開始時期：田植25日後～30日後

(分けつ(茎)数が1株当たり20本になった頃)

終了時期：出穂30日前～25日前(幼穂形成期)

分けつ



- 分けつ(茎)数が20本程度の稲の様子

● 内容に関するお問い合わせ先

香川農政事務所

食糧部計画課

TEL：087-831-8153

農政推進課

TEL：087-831-8151

香川県農協中央会指導部指導課

TEL：087-825-2503

香川県農政水産部農業生産流通課

TEL：087-832-3418

○当資料の「平成22年度戸別所得補償モデル対策」に係る記載については、発行日現在の情報を基にしたものであり、今後、国が内容を変更する可能性もありますのでご注意ください。